

■ 公 營 企 業 ■

市立池田病院

令和元年度の病院事業は、公立病院として、また、地域医療支援病院として、引き続き、地域全体での医療提供体制づくりに取り組み、安全で質の高い医療の提供に努めた。

診療機能の充実に関しては、令和元年5月の天皇即位に伴う大型連休中の2日間を通常診療とし、安心して通院加療が受けられる体制を整えた。また、条例で定める職員定数を改め、医療職を増員し、診療を支える人員体制の強化・充実を図るとともに、「働き方改革」による負担軽減にも努めた。

医療機器・備品の整備に関しては、増改築事業時に導入した自動分析装置・検体搬送システム一式を更新したほか、内視鏡下外科手術装置や内視鏡用切除吸引装置、超音波画像診断装置、人工呼吸器などを購入した。また、患者数が増加傾向にある外来化学療法室の改修を行い、専用ベッドを増やすなど、設備の機能維持・向上にも努めた。

今後とも地域医療のさらなる連携強化に取り組み、安全で質の高い医療の提供に努めるとともに、収益の確保と費用の削減を図り、安定した財政基盤の確立に努めるものである。

1. 施設概要

開設年月	昭和26年10月（平成9年10月新築移転、平成16年7月東館開院）
敷地	18,113 m ²
建物	延床面積 39,005.03 m ² 鉄骨鉄筋コンクリート、地下1階、地上5階建（東館は4階建）
病床	一般病床 364床

2. 診察科目

23科

内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科、小児科、外科、呼吸器外科、消化器外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科、歯科口腔外科、病理診断科

3. 看護体制

7対1看護体制

4. 救急医療体制

救急告示医療機関（二次救急医療）

診療科目 内科、外科、小児科

5. 職員構成

（令和2年3月31日現在）

	現在員
医師	80人
医療技術員	104人
看護師	297人
事務職員	16人
計	497人

6. 利用状況

（単位：人）

区分		年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
入院	年延患者数		119,902	120,528	121,880
	一日平均患者数		328.5	330.2	333.0
外来	年延患者数		218,911	222,847	227,628
	一日平均患者数		897.2	913.3	940.6

7. 一日平均患者数

（単位：人）

区分	入院	外来	区分	入院	外来
内科	82.0	157.9	形成外科	3.1	25.0
呼吸器内科	31.9	30.4	皮膚科	4.6	51.9
消化器内科	52.4	124.6	泌尿器科	16.0	64.3
循環器内科	18.8	32.9	産婦人科	13.3	46.0
神経内科	10.8	13.8	眼科	8.8	46.0
小児科	7.7	26.9	耳鼻いんこう科	7.3	40.0
外科	5.8	41.8	リハビリテーション科		9.7
呼吸器外科	1.7	2.0	放射線科		34.7
消化器外科	35.6	44.7	麻酔科	0.1	32.1
脳神経外科	0.0	2.4	歯科・歯科口腔外科	4.1	64.9
整形外科	29.0	48.6	合計	333.0	940.6

8. 一般病室使用料及び病室・病床数

(金額は消費税抜き)

区 分	病 室 数	病 床 数	使 用 料	
			市 内 患 者	市 外 患 者
特 別 室	4 室	4 床	20,000 円	30,000 円
個 室	77 室	77 床	7,000 円	10,500 円
観 察 室	49 室	52 床	—	—
総 室	60 室	231 床	—	—
合 計	190 室	364 床		

9. 年度別財政状況 (決算)

(単位：千円)

年度 \ 区分	収 益 的		資 本 的		純 利 益
	収 入	支 出	収 入	支 出	
平成 29 年度	11,365,672	11,506,004	1,682,084	2,049,468	△140,332
平成 30 年度	12,105,631	12,190,060	1,079,410	1,483,788	△84,429
令和 元 年度	12,429,722	12,684,678	1,005,901	1,528,342	△254,956
令和 2 年度	12,985,542	13,365,791	1,004,834	1,551,991	△380,249

(令和 2 年度は当初予算であり、消費税等相当額を含む。)

水 道 事 業

池田市の水道事業は、昭和12年に余野川を水源とし、計画給水人口35,000人、計画1日最大給水量4,410 m³の上水道工事に着手し、昭和13年に給水を開始した。

以来、住宅都市としての発展に伴う給水人口の増加、また下水道普及などの市民生活の向上による水需要の増大などに対応するため、第6次まで順次、拡張事業を行った。平成23年度からは水道施設の更新や耐震化を効率的に行うため施設整備計画を策定し、現在、古江浄水場や防災上の重要給水拠点に接続する水道管などの更新、耐震化を行っている。

また、平成26年度には、「上下水道BCP（業務継続計画）」を策定し、危機管理体制の強化に努めている。

1. 施設概要

浄水場	古江浄水場	
水源	猪名川、余野川、一庫ダム	
配水能力	69,000 m ³ /日	
配水池	8か所	29,000 m ³
配水管延長	口径 50 mm～600 mm	286,857m

2. 事業の概要

項目 \ 年度	H 2 7	2 8	2 9	3 0	R 1
給水区域内人口 (人)	102,661	103,213	103,501	103,607	103,600
給水人口 (人)	102,633	103,182	103,479	103,585	103,578
普及率 (%)	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
給水量 (m ³)	12,408,593	12,381,884	12,077,279	11,972,871	11,716,833
1日最大給水量 (m ³)	38,042	37,065	35,732	36,412	34,843
1日平均給水量 (m ³)	33,903	33,923	33,088	32,802	32,013
1人1日最大給水量 (ℓ)	371	359	345	352	336
1人1日平均給水量 (ℓ)	330	329	320	317	309
有収水量 (m ³)	11,331,533	11,249,611	11,336,536	11,232,932	11,143,157
有収率 (%)	91.32	90.86	93.87	93.82	95.10
1 m ³ 当り給水原価 (円)	161.15	166.88	162.23	163.97	172.28
1 m ³ 当り供給単価 (円)	157.33	158.46	158.15	159.41	169.44

3. 使用料等

・水道料金（1か月分）

（平成26年4月1日実施）

区分 用途	基本水量	基本料金	超過料金（1m ³ につき）		
一般用	8 m ³	710円	8 m ³ を超え	10 m ³ まで	75円
			10 m ³ を超え	20 m ³ まで	150円
			20 m ³ を超え	30 m ³ まで	205円
			30 m ³ を超え	40 m ³ まで	270円
			40 m ³ を超え	50 m ³ まで	315円
			50 m ³ を超え	100 m ³ まで	352円
			100 m ³ を超え	500 m ³ まで	361円
			500 m ³ を超え	1,000 m ³ まで	366円
			1,000 m ³ を超えるもの	371円	
湯屋用			1 m ³ につき	60円	
臨時用			1 m ³ につき	700円	

ただし、上記料金表により算出した額に消費税法に基づく消費税額及び地方税法に基づく地方消費税額に相当する額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

・メーター料（1か月1個につき）

（平成26年4月1日実施）

メーターの口径	金額	メーターの口径	金額
20 mmまで	50円	50 mm	2,000円
25 mm	70円	75 mm	2,300円
30 mm	200円	100 mm	3,000円
40 mm	300円	150 mm	12,000円

ただし、上記料金表により算出した額に消費税等相当額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

・口径別納付金

（平成26年4月1日実施）

メーターの口径	金額	メーターの口径	金額
13 mm	120,000円	75 mm	11,340,000円
20 mm	240,000円	100 mm	23,820,000円
25 mm	660,000円	150 mm	67,200,000円
30 mm	1,080,000円	200 mm	142,200,000円
40 mm	2,280,000円	250 mm	251,160,000円
50 mm	4,080,000円	300 mm	401,400,000円

ただし、上記料金表により算出した額に消費税等相当額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

4. 年度別財政状況（決算）

（単位：千円）

年度	区分	収 益 的		資 本 的		純 利 益
		収 入	支 出	収 入	支 出	
H 2 7		2,413,365	2,067,395	536,634	1,427,720	345,970
2 8		2,367,848	2,103,759	886,897	2,171,844	264,089
2 9		2,371,500	2,053,211	594,105	1,669,307	318,289
3 0		2,462,129	2,086,226	1,132,680	1,942,448	375,903
R 1		2,382,753	2,011,928	775,052	1,579,988	370,825
2（当初予算）		2,493,892	2,357,381	1,110,540	2,183,235	21,000

（当初予算及び資本的収支は消費税等相当額を含む。）

公 共 下 水 道 事 業

本市の下水道事業は、昭和28年に市内の浸水対策として旧市街地225.20haの計画面積を対象に事業着手し、逐次計画区域を拡充してきた。

昭和51年には、市街化調整区域である細河地区を特定環境保全公共下水道として事業認可を得て、当地区の環境整備はもとより池田市上水道の水源である猪名川・余野川の水質保全を図るため事業を実施してきた。

汚水処理は、新町・旭丘の一部と細河地区を除く箕面川以北767.24haの区域は池田市下水処理場で処理を行い、その他の350.33haの区域については、6市2町（大阪府側：池田市、箕面市、豊中市、豊能町、兵庫県側：伊丹市、川西市、宝塚市、猪名川町）により構成する猪名川流域下水道の原田水みらいセンターにおいて共同処理をしている。

雨水対策事業は、昭和51年度に合流式で整備済みの区域を分流式に変更して計画の見直しを行い鋭意対策の強化に努めている。平成15年度には八王寺川雨水増補幹線が完成、石橋地区においても集中豪雨による浸水被害を軽減するため、平成22年度に石橋第1増補幹線が完成し、平成30年度には石橋第2増補幹線の一部を供用開始している。また、平成30年度より城南地区から神田地区の重点地区において、床上浸水を解消するため、「下水道浸水被害軽減総合計画」に基づき整備に着手している。

下水処理場については、昭和43年に処理能力14,000 m³/日で供用を開始し、昭和47年度末には処理能力35,000 m³/日の施設が完成した。その後も増設を進め、平成9年度末には処理能力63,600 m³/日の施設が稼動したが、平成16年度には大阪湾流域別下水道整備総合計画への適合を図り、全量を高度処理とする58,100 m³/日の処理能力に計画変更した。平成24年度末には高度処理施設39,400 m³/日が完成し、高級処理と高度処理を合わせた現施設の全体処理能力は74,400 m³/日となっている。また、大阪湾流域別下水道整備総合計画の見直しに伴い、平成25年度には全体計画処理能力を51,660 m³/日に計画変更している。

このように下水道整備を精力的に推進してきた結果、昭和52年には処理人口普及率が90%を超え、平成26年度末には100%に達した。また、昭和62年度から阪急池田駅前の都市化した空間に「池田せせらぎモール」を創り、ここに池田市下水処理場より高度処理した処理水の一部を送水している。

1. 事業内容

・公共下水道管渠関係

区域及び面積 細河地区を除く認可区域 996.83ha

計 画 事 業 費 35,542 百万円

計 画 人 口 92,022 人

排除方法 分流式・一部合流式

・特定環境保全公共下水道

区域及び面積 細河地区の認可区域 120.74ha
 計画事業費 2,805 百万円
 計画人口 3,978 人
 排除方法 分流式

・公共下水道処理場関係

敷地面積 2.39ha
 処理方法及び処理能力 74,400 m³/日
 活性汚泥法による高級処理 35,000 m³/日
 凝集剤併用型循環式硝化脱窒法
 ＋急速ろ過による高度処理 39,400 m³/日
 計画処理能力及び人口 767.24ha 73,610 人
 計画事業費 26,607 百万円

2. 普及状況（令和元年度末）

・公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）

計画処理面積 (a)	行政区域内人口 (b) (計画処理人口)	現在処理面積 (c)	現在処理人口 (d)	$\frac{(c)}{(a)}$	$\frac{(d)}{(b)}$
1,118ha	103,600 人 (R02.3.31) (96,000 人)	1,098ha	103,597 人	98.2%	100.0%

3. 水洗化計画

・水洗便所設置奨励策

改造資金貸付金		改造助成金	
貸付金額	200,000 円以内	改造工事	1 件 5,000 円
貸付期間	3 年以内		
償還方法	資金交付の月の翌月から 元金均等月賦償還 (池田市水洗便所改造資金貸付条例)	但し、処理区域の公告の日から 3 年以内に改造されたもの (池田市水洗便所改造助成条例)	
なお、連帯保証人が必要			
上記いずれも市税及び下水道受益者負担金を完納していること			

・水洗化普及状況（令和元年度末）

整備区域内戸数	水洗化戸数	水洗化普及率	未水洗戸数
50,341 戸	50,286 戸	99.9%	55 戸

4. 下水道使用料

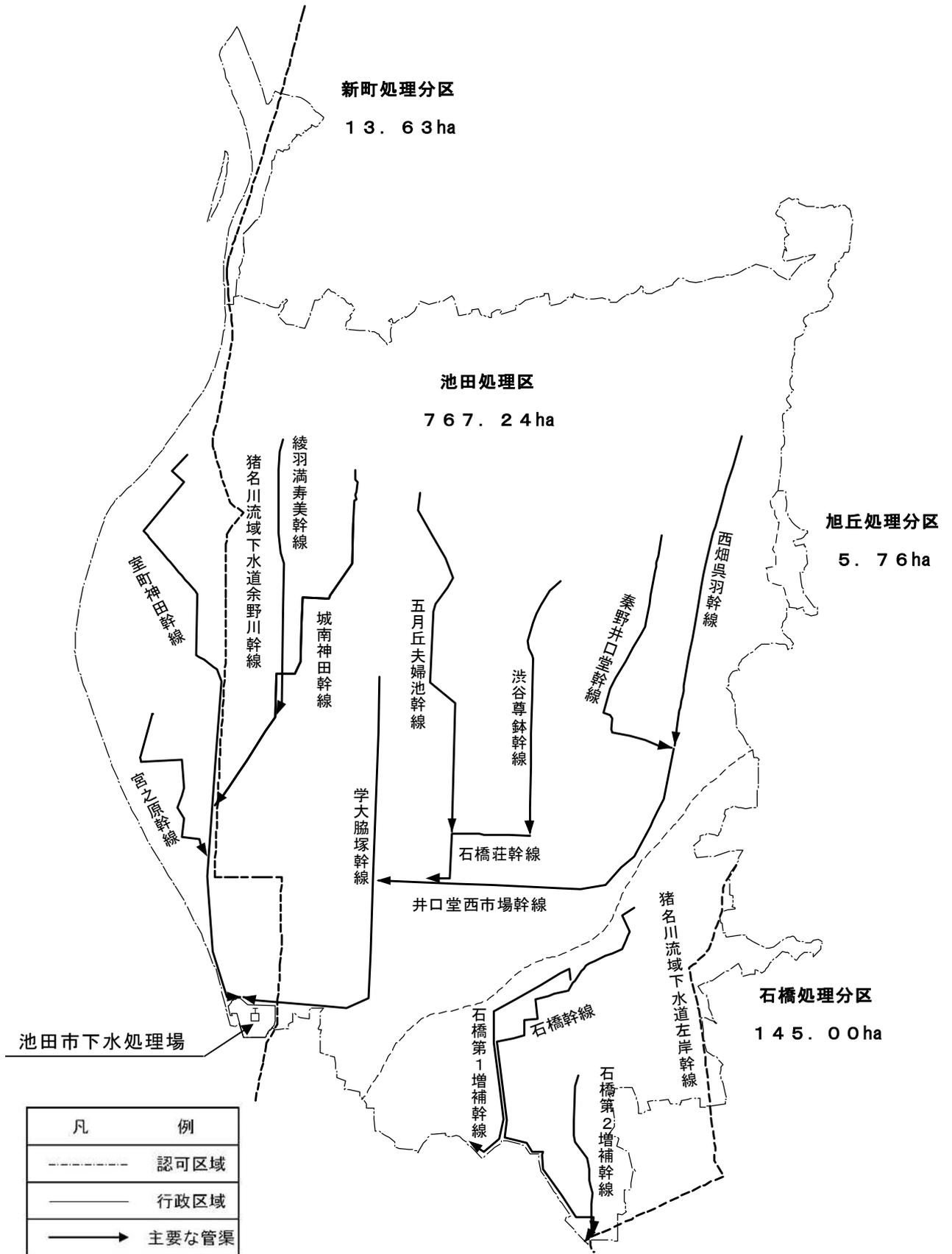
区 分	汚 水 量	使用料
一般汚水	基本料金（1 か月 8 立方メートルまでの分）	470 円
	8 立方メートルを超え 10 立方メートルまでの分（1 立方メートルにつき）	35 円
	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分（1 立方メートルにつき）	69 円
	20 立方メートルを超え 30 立方メートルまでの分（1 立方メートルにつき）	85 円
	30 立方メートルを超え 40 立方メートルまでの分（1 立方メートルにつき）	103 円
	40 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの分（1 立方メートルにつき）	123 円
	50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分（1 立方メートルにつき）	139 円
	100 立方メートルを超え 500 立方メートルまでの分（1 立方メートルにつき）	163 円
	500 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまでの分（1 立方メートルにつき）	188 円
	1,000 立方メートルを超える分（1 立方メートルにつき）	206 円
浴場汚水	1 立方メートルにつき	11 円

ただし、上記料金表により算出した額に消費税法に基づく消費税額及び地方税法に基づく地方消費税額に相当する額を加算した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

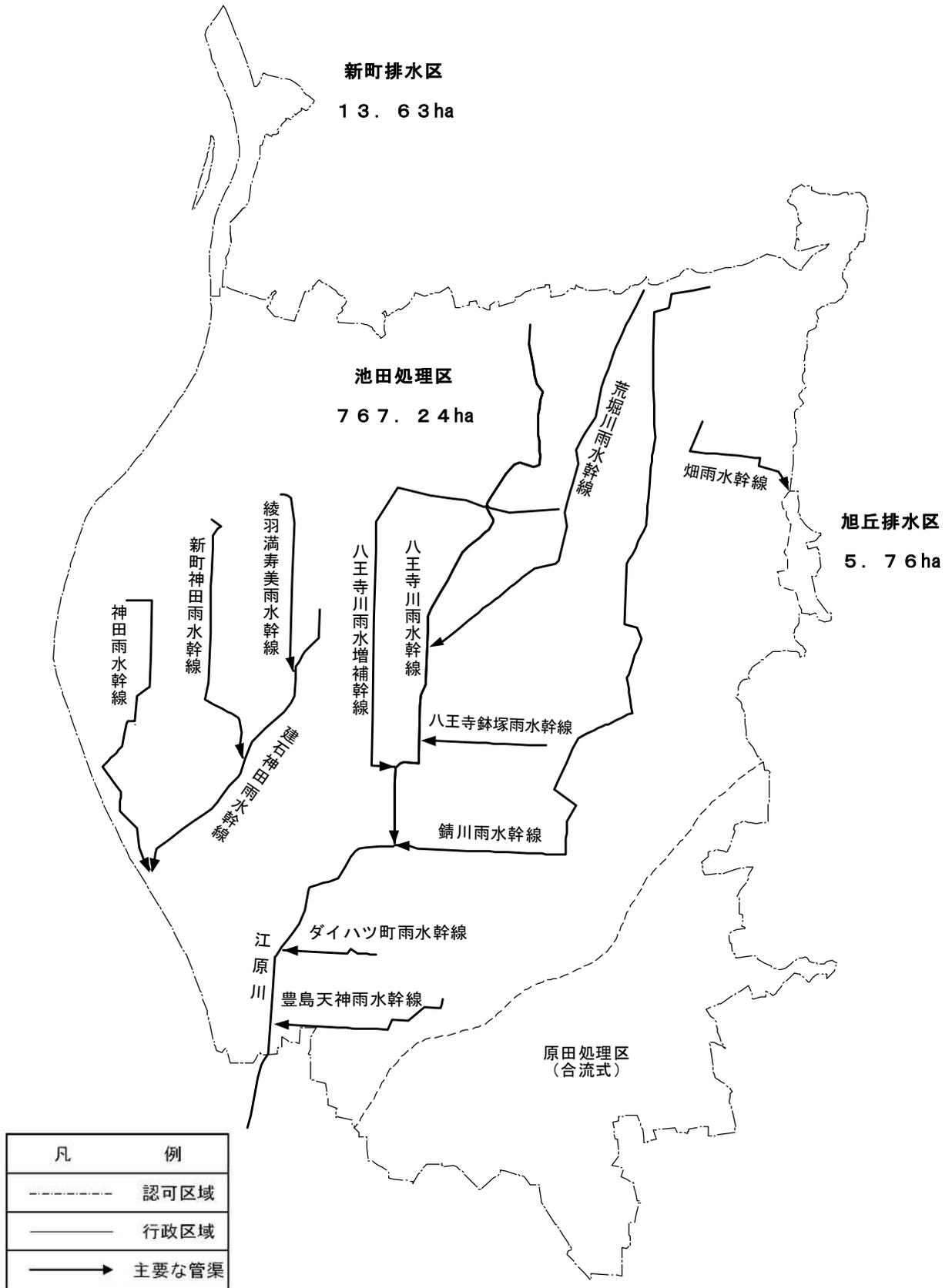
5. 受益者負担金

算 定 基 礎	受 益 者 負 担 金
$\frac{4,430,646,000 \text{ 円 (事業費)} \times 1/5 \text{ (負担率)}}{\text{地 積 } 8,950,800 \text{ m}^2}$	単位負担金 99 円/m ²

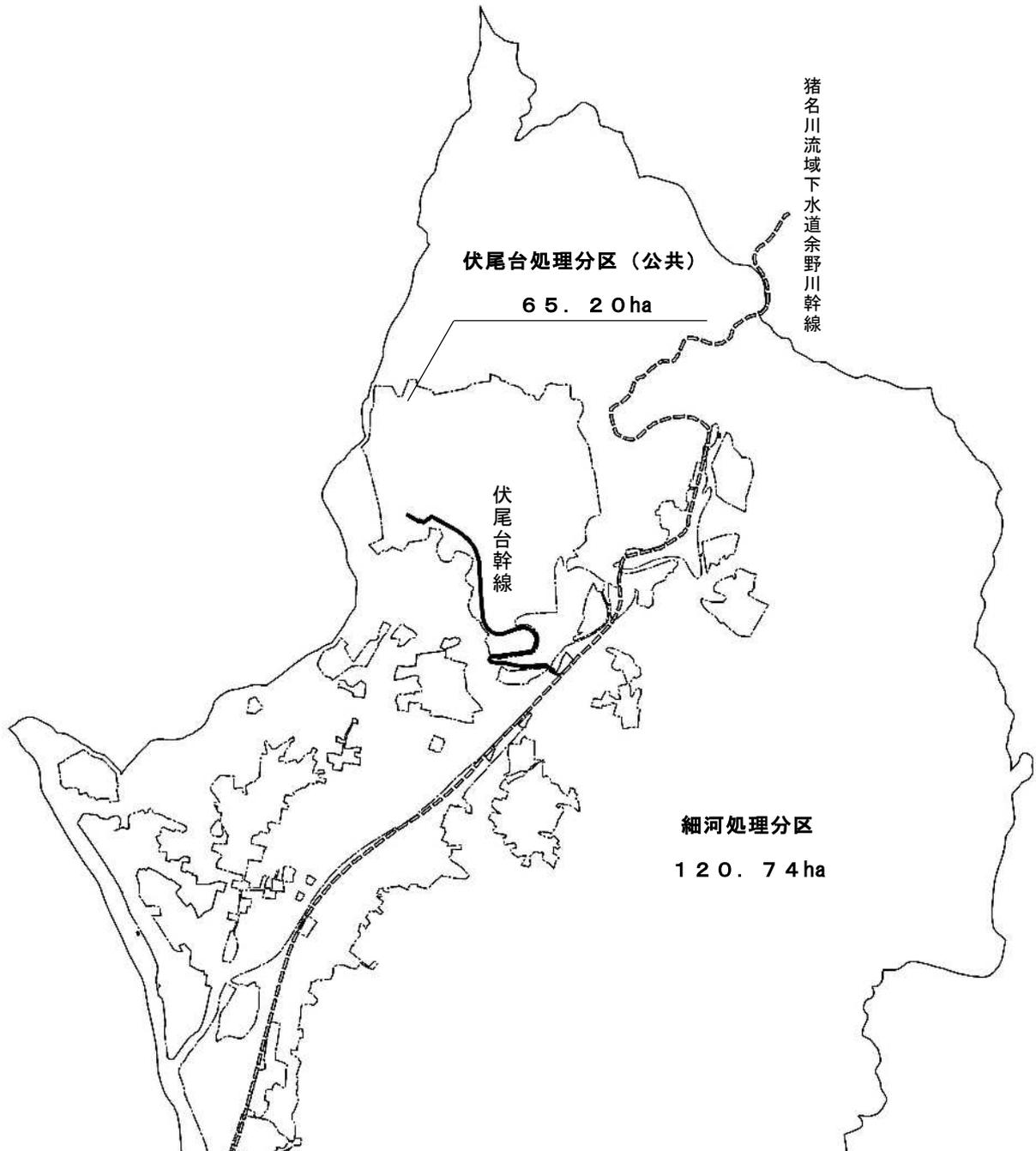
公共下水道計画図（污水）



公共下水道計画図（雨水）



公共下水道計画図（特環 汚水）



凡	例
-----	認可区域
-----	行政区域
→	主要な管渠